

## 【年次レポートについて】

### ○本学の自己点検・評価の特徴

#### 1. 本学の自己点検・評価について

本学では、教育研究の状況について、令和元年度から認証評価基準を活用して毎年自己点検し、その結果を「年次レポート」として取りまとめ、公表することとしました。

#### 2. 平成30年度まで…認証評価に備え、7年ごとに行っていました。

本学では、教育研究の状況について、7年ごとの認証評価受審前に、独自に策定した自己点検・評価の項目に沿って行った自己点検・評価結果を報告書にまとめ、公表してきました。

#### 3. 令和元年度から…自己点検・評価結果を「年次レポート」として毎年度作成、公表します。

機関別認証評価制度が始まってから3巡目（7年を1サイクルとする）を迎え、認証評価基準や評価実施方法の大幅な見直しが行われました。これらの変更に対応するため、本学の自己点検・評価の進め方の方針を定め、本学の自己点検・評価を根本から見直しました。特に大きな変更は、評価対象期間を毎年度のモニタリングも兼ねて7年ごとから毎年度としたこと、評価実施項目を独自に策定した項目から認証評価基準等を活用することとしたことです。そして、自己点検・評価の結果を「年次レポート」として公表することになりました。この年次レポートでは、認証評価基準に適合していることを明示するとともに、特徴的な、優れた取組の点検・評価結果なども報告されています（そのため、本年次レポートが平成30年度のすべての取組を網羅するものではありません）。

#### 4. 年次レポートを本学の教育研究活動の質の改善・向上に繋げます。

年次レポートを公表することで、社会に対する説明責任を果たすとともに、皆様からのご意見等を学内にフィードバックし、本学の教育研究活動の質の改善・向上に繋げ、“地域と共に歩む人材育成大学”としての使命を果たしてまいります。

### 【参考】評価の定義について

#### 1. 「自己点検・評価」は、大学が自ら行うものです。

日本の全ての大学（国・公・私立、短期大学・高等専門学校を含む。）は、教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行い、そ

の結果を公表することとなっています。(学校教育法第109条第1項)

**2. 「認証評価」は、大学の教育研究活動等の状況について外部機関が行う第三者評価です。**

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）は、全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、「大学等」という。）及び専門職大学院の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関が定める評価基準に基づき評価します。(学校教育法第109条第2・3項)

大学等は7年以内ごと、専門職大学院は5年以内ごとに認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務付けられています。(学校教育法施行令第40条)

大学等が受ける認証評価を「機関別認証評価」、専門職大学院が受ける認証評価を「専門分野別認証評価」と呼びます。